



平成 31 年 2 月 4 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課
課長 阿部 正治
課長補佐 佐藤 正
外国人担当 下木 哲治
(電話) 088-611-5387 (内線 335)

報道関係者 各位

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成 30 年 10 月末現在)

～ベトナム国籍の労働者が昨年に続き増加～

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、平成 30 年 10 月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況を集計しましたので、公表します。

【届出状況のポイント】

- ① 外国人労働者数は、4,389 人（前年同期比 365 人、9.1%増、全国第 38 位）。
- ② 外国人労働者を雇用する事業所数は、934 所（前年同期比 87 所、10.3%増、全国第 36 位）。
- ③ 国籍別では、中国が最も多く 1,590 人（外国人労働者全体の 36.2%）。次いで、ベトナム 1,310 人（同 29.8%）、フィリピン 476 人（同 10.8%）。
- ④ 在留資格別では、「技能実習」が最も多く 2,869 人（外国人労働者全体の 65.4%）。
- ⑤ 地域（公共職業安定所の管轄区域）別の外国人労働者数は、徳島地域が最も多く 1,756 人、次いで鳴門地域 860 人、吉野川地域 612 人。地域（公共職業安定所の管轄区域）別の外国人労働者を雇用する事業所数は、徳島地域が最も多く 394 所、次いで鳴門地域 228 所、吉野川地域 113 所。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成 30 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

（添付資料）

- ・別添 「外国人雇用状況」の届出状況（平成 30 年 10 月末現在）【概要版】